

公益財団法人川口市スポーツ協会役員の報酬  
並びに役員及び評議員の費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人川口市スポーツ協会(以下「協会」という。)定款(以下「定款」という。)第26条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条によって置かれる、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、協会を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 常勤の役員については、専務理事という。
- (4) 非常勤役員とは、専務理事以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行にともない発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 協会は、専務理事及び税理士又は公認会計士の職にある監事(以下「税理士監事」という。)の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 専務理事の報酬は、定例月額とし、税理士監事の報酬は、日額とする。
- 3 専務理事及び税理士監事に、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(定例報酬月額)

第4条 専務理事の定例報酬月額は420,000円とする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日は毎月10日(支払日が休日に当たる場合はその翌日)とし、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする規程(以下「給与規程」という。)に準じる。

(税理士監事の報酬)

第6条 税理士監事の報酬日額は7,200円とする。

- 2 税理士監事の報酬は、理事会又は評議員会への出席等、その職務を執行した都度

支給する。

(費 用)

第7条 協会は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 専務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 専務理事には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、別に定める職員旅費規程に準じて支給することができる。

(公 表)

第8条 協会は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人川口市体育協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。